

ID: 406

担当部署: 上下水道局

処分の概要	施工時の停水の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市水道給水装置規程 第18条第1項及び第5項ただし書		
例 規 番 号	平成30年上下水道局規程第15号		
【根拠条文】 (施工上の注意) 第18条 工事を施工するにあたり停水しなければならないときは、あらかじめ市長の許可を得なければならない。 2 異型管は、分岐してはならない。 3 異型管は、切断してはならない。 4 ビニール管は、火気及び高熱に近いところの配管を避ける。 5 下水溝内に配管してはならない。ただし、市長が許可した場合は、この限りでない。 6 道路掘削後の埋戻しは、十分に突き固め、原形に復さなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 30 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 4 年 2 月 28 日